

## 第4編

### 就学に関する事務

# 1 新学齢児の就学

## (1) 学齢簿の作成

市町村教育委員会は、毎学年 10 月 31 日までに、10 月 1 日現在において、その市町村に住所を有する新入学者について、あらかじめ、学齢簿を作成しなければならない。

(学校教育法施行令第 2 条、学校教育法施行規則第 30 条及び第 31 条)

## (2) 就学時の健康診断

市町村教育委員会は、学齢簿の作成後 11 月 30 日までに（就学に関する手続きの実施に支障がない場合は 12 月 31 日までに）、新入学者の健康診断を行わなければならない。

(学校保健安全法第 11 条及び学校保健安全法施行令第 1 条)

## (3) 小学校への就学通知

市町村教育委員会は、新入学者のうち、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者以外の者について、その保護者に対し、1 月 31 日までに、就学すべき小学校の指定及び入学期日の通知をしなければならない。

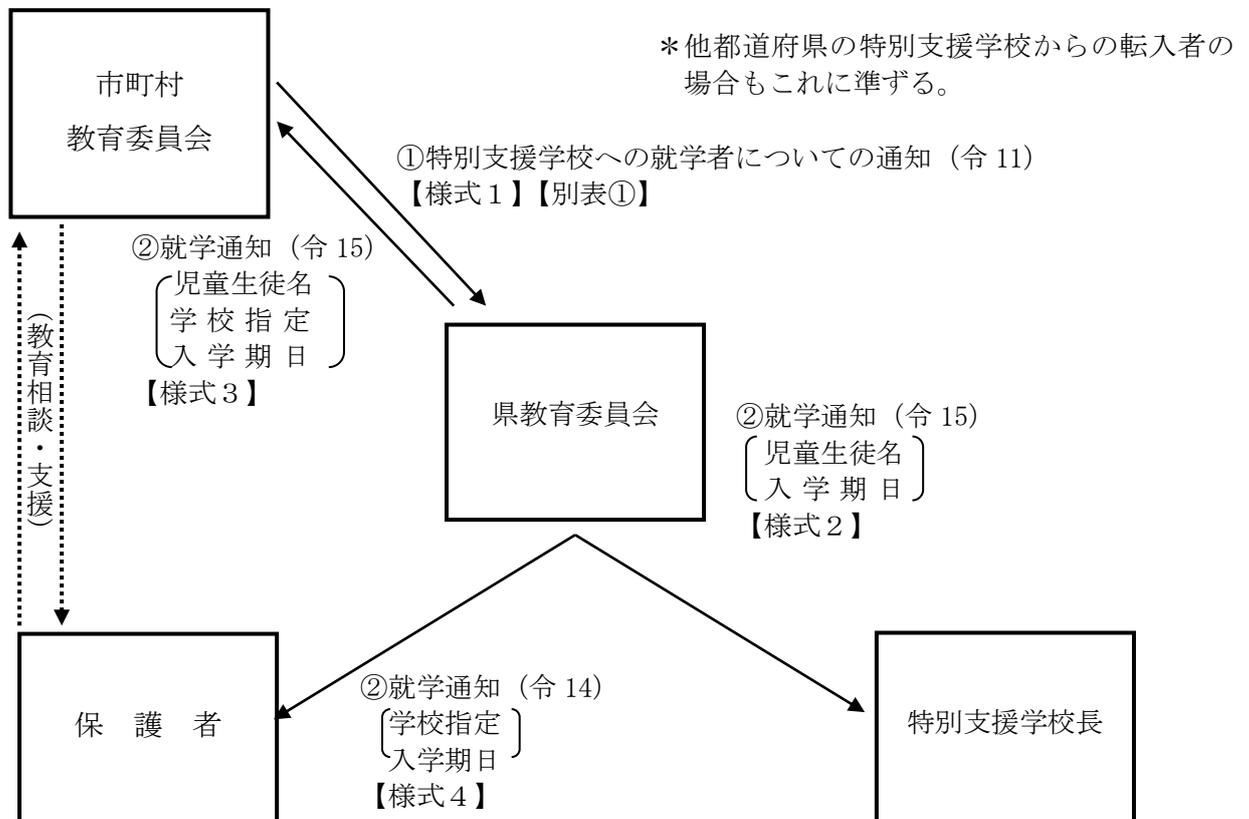
(学校教育法施行令第 5 条)

## (4) 特別支援学校への就学者についての通知 (参照 図 1 の①) (様式 1 別表①)

市町村教育委員会は、新入学者のうち特別支援学校に就学させることが適当であると認める者について、県教育委員会に対し、12 月 31 日までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知するとともに、その者の学齢簿の謄本を送付しなければならない。

(学校教育法施行令第 11 条)

図 1 特別支援学校への新入学

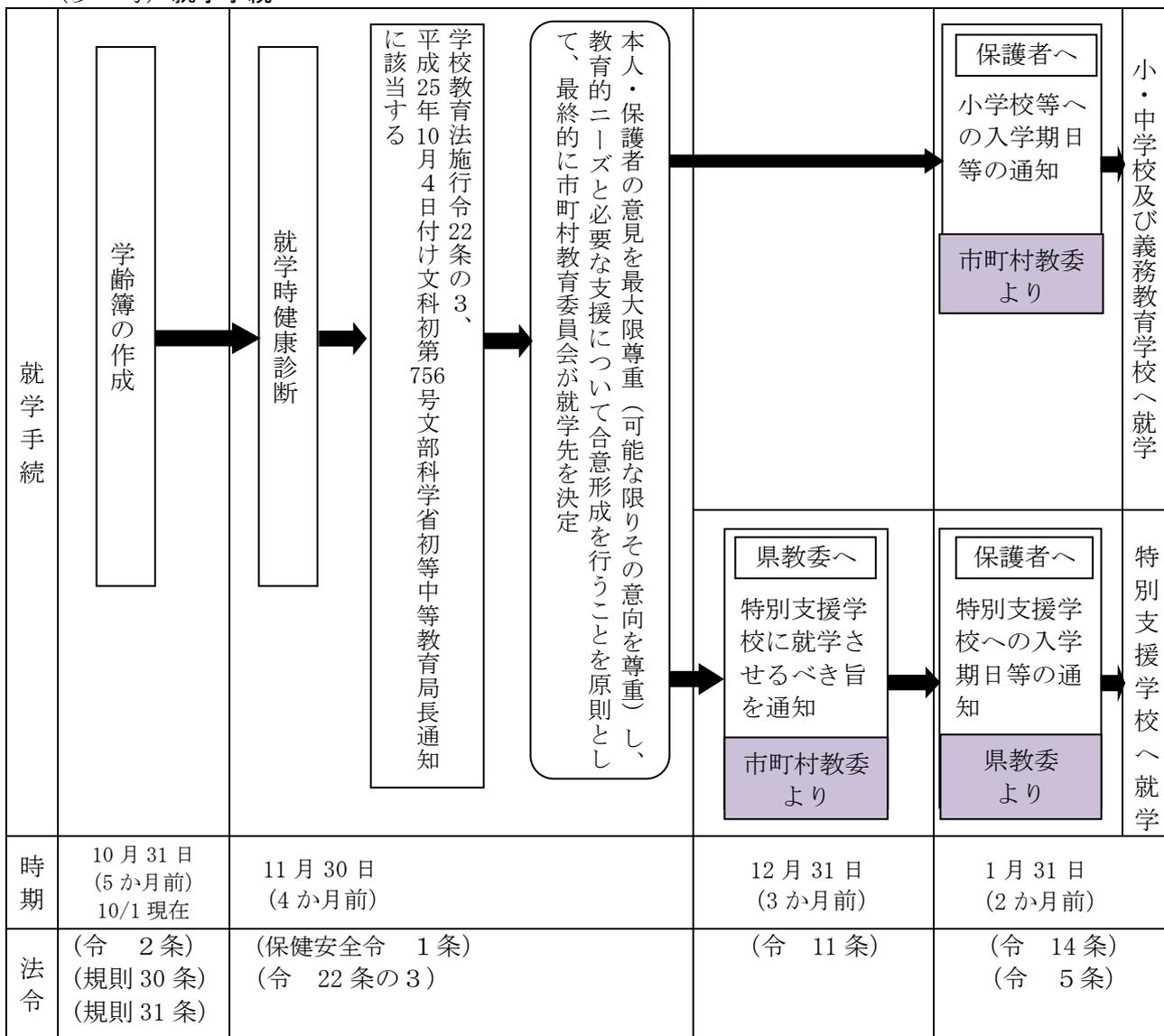


(注) 学校教育法施行令を「令」と略す。以下も同じ。

(5) 愛知県立特別支援学校への就学通知 (参照 図1の②) (様式2、3、4)

県教育委員会は、前記(4)の通知を受けた者 (区域外就学等の届出のあった者を除く) について、保護者、市町村教育委員会及び特別支援学校長に対し、就学すべき特別支援学校の指定及び入学期日の通知をしなければならない。  
(学校教育法施行令第14条及び第15条)

(参 考) 就学手続



(注) 学校教育法施行規則を「規則」、学校保健安全法施行令を「保健安全令」と略す。以下も同じ。  
※就学時の健康診断は支障がない場合は3か月前まででも可 (学校保健安全法施行令)

2 教育支援状況の報告

4月1日現在の教育支援状況について、市町村教育委員会は、様式5-1「市町村教育委員会教育支援状況報告書」を教育事務所に提出すること。教育事務所長は、様式5-2を県教育委員会教育長に提出すること。

3 小・中学校及び義務教育学校から愛知県立特別支援学校への転学 (参照 図2)

(1) 市町村教育委員会への「視覚障害者等についての通知」

小・中学校及び義務教育学校に在学する学齢児童生徒で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の者に限る。）になった者があるときは、その小・中学校及び義務教育学校の校長は、速やかに、その学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第12条第1項)

(2) 県教育委員会への「視覚障害者等についての通知」 (様式1及び別表①)

市町村教育委員会は、(1)の通知を受けた学齢児童生徒のうち特別支援学校へ就学させることが適当であると認める者について、県教育委員会に対し速やかに、その者の氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知するとともに、その者の学齢簿の謄本を送付しなければならない。

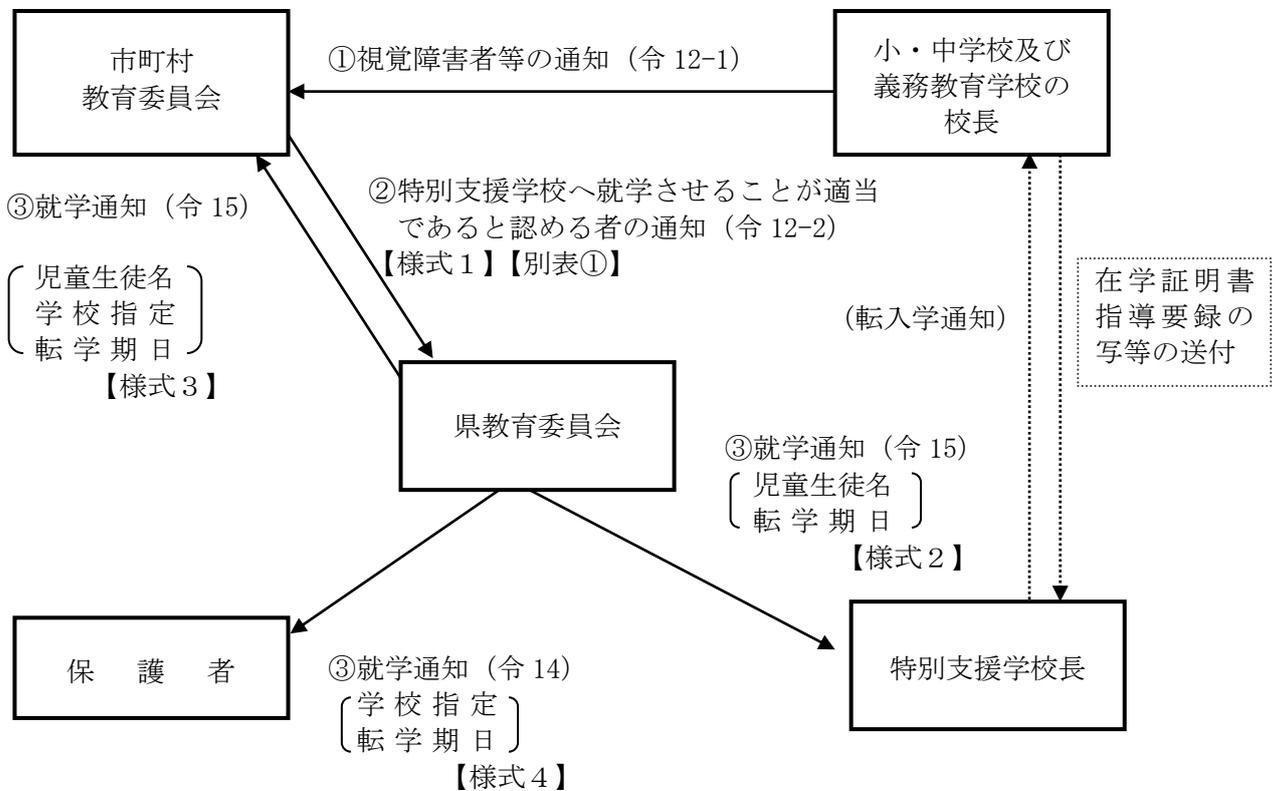
(学校教育法施行令第12条第2項)

(3) 愛知県立特別支援学校への就学通知 (様式2、3、4)

県教育委員会は、(2)の通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者、市町村教育委員会及び特別支援学校長に対し、速やかに、就学すべき特別支援学校の指定及び入学期日の通知をしなければならない。

(学校教育法施行令第14条及び第15条)

図2 小・中学校及び義務教育学校から愛知県立特別支援学校への転学



4 愛知県立特別支援学校から小・中学校及び義務教育学校への転学 (参照 図3)

(1) 県教育委員会への「視覚障害者等でなくなった者の通知」(様式6)

特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者(障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の者に限る。)でなくなった者があるときは、当該学校の校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。  
(学校教育法施行令第6条の2)

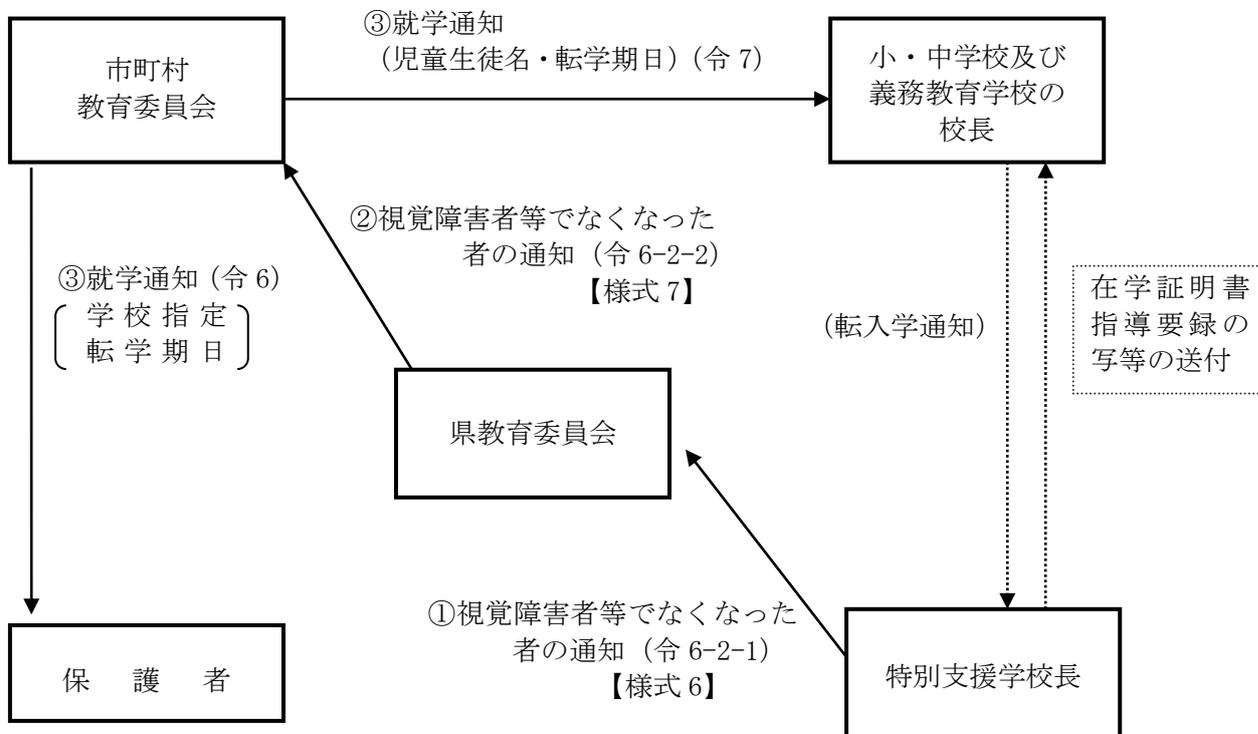
(2) 市町村教育委員会への「視覚障害者等でなくなった者の通知」(様式7)

県教育委員会は、(1)の通知を受けた学齢児童生徒について、その学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その者の氏名及びその旨を通知しなければならない。  
(学校教育法施行令第6条の2の2)

(3) 小・中学校及び義務教育学校への就学通知

市町村教育委員会は、(2)の通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、速やかに、就学すべき小・中学校及び義務教育学校の指定及び入学期日の通知をしなければならない。また、就学させるべき小・中学校及び義務教育学校の校長に対し、就学通知をしなければならない。  
(学校教育法施行令第5条、第6条、第7条)

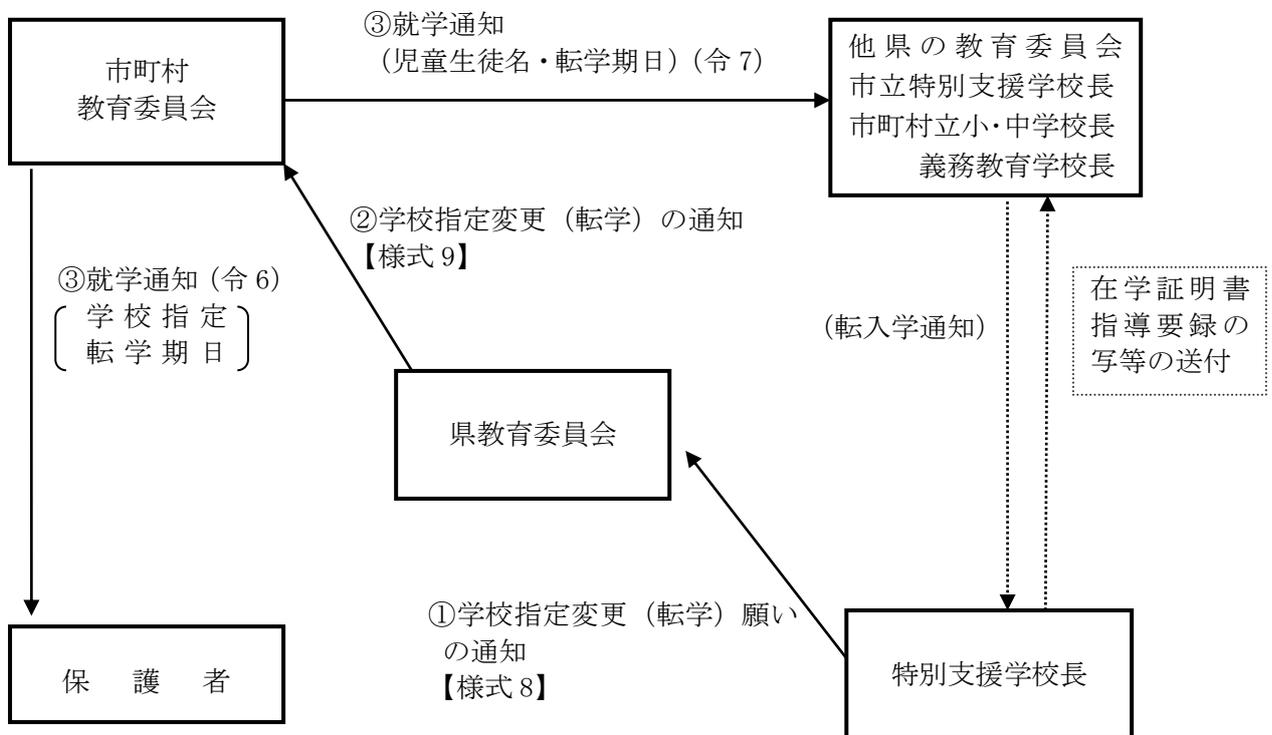
図3 視覚障害者等でなくなった者



5 愛知県立特別支援学校から学校指定を変更する場合 (参照 図4)

- \*愛知県外へ転籍する場合
- \*愛知県立特別支援学校から市立特別支援学校へ転籍する場合 等

図4 学校指定変更(転学)願い



6 愛知県立特別支援学校間の転学（参照 図5）

(1) 転学を要する児童生徒についての通知（様式10）

県立特別支援学校長は、当該学校在籍の学齢児童生徒の保護者が、転居又はその他の理由により他の県立特別支援学校への転学を願い出た場合は、その旨を県教育委員会に通知しなければならない。

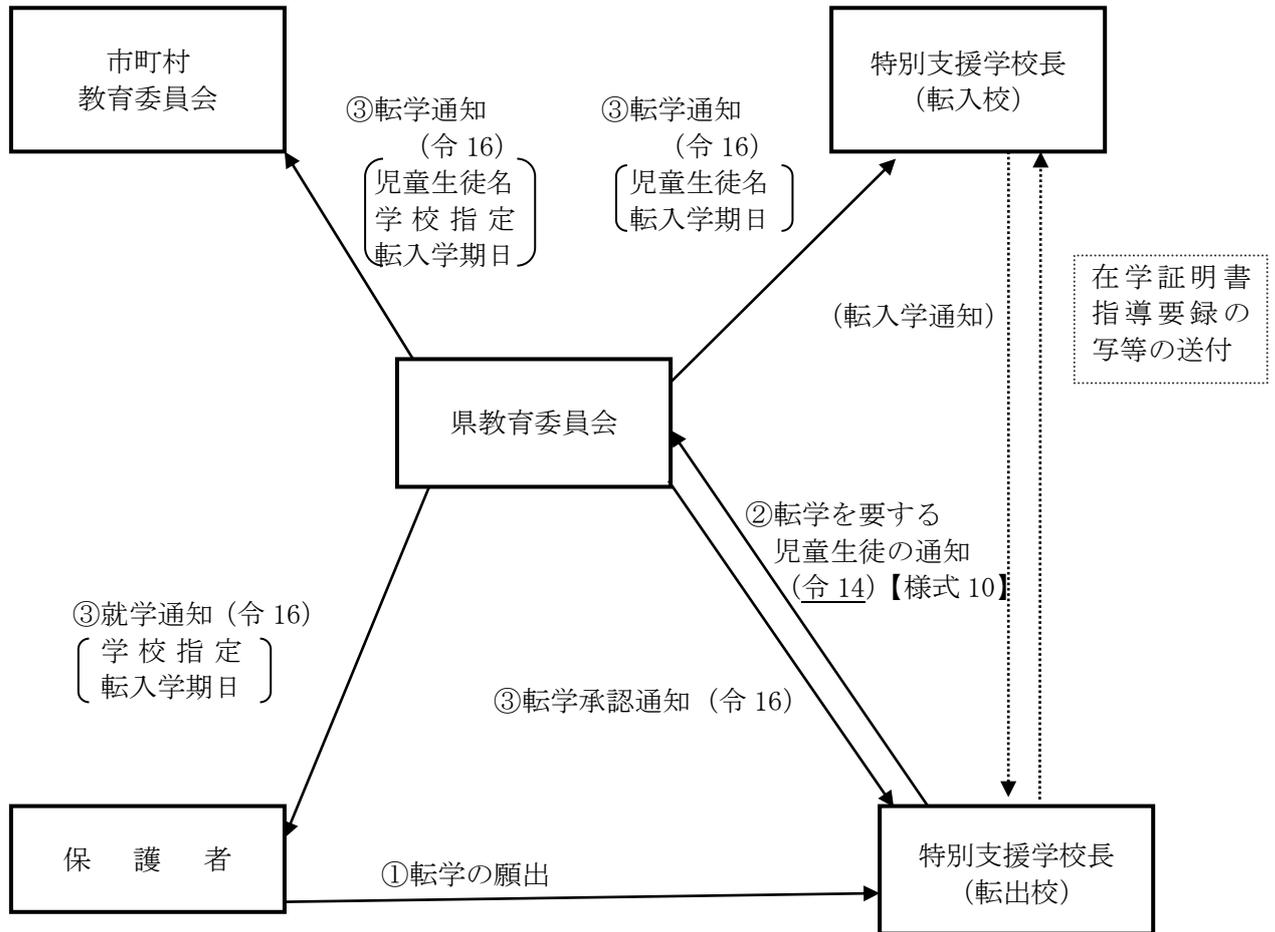
（学校教育法施行令第14条）

(2) 転学通知

県教育委員会は、(1)の通知を受けた学齢児童生徒について適当と認めた場合は、その就学すべき県立特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかにその保護者、市町村教育委員会及び特別支援学校の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

（学校教育法施行令第16条）

図5 県立特別支援学校間の転学



転居の場合・・・転居先住所が存する市町村教育委員会にも転学通知をする。

7 【区域外就学】愛知県立以外の特別支援学校（県外の学校を含む）への就学（様式 11）

障害児を国立、市町村立又は私立の特別支援学校へ就学させようとする場合には、その保護者は、当該学校への就学を承諾する権限を有する者に願い出を行う。承諾を受けた場合は、保護者は、その承諾書を添え、その旨を、その児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。市町村教育委員会は、特別支援学校への就学の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に区域外就学の届出があった時は、様式 11 により県教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

（学校教育法施行令第 17 条・第 13 条の 2）

8 【区域外就学】県内に住所を有する者の他都道府県立の特別支援学校への就学（様式 12、13）

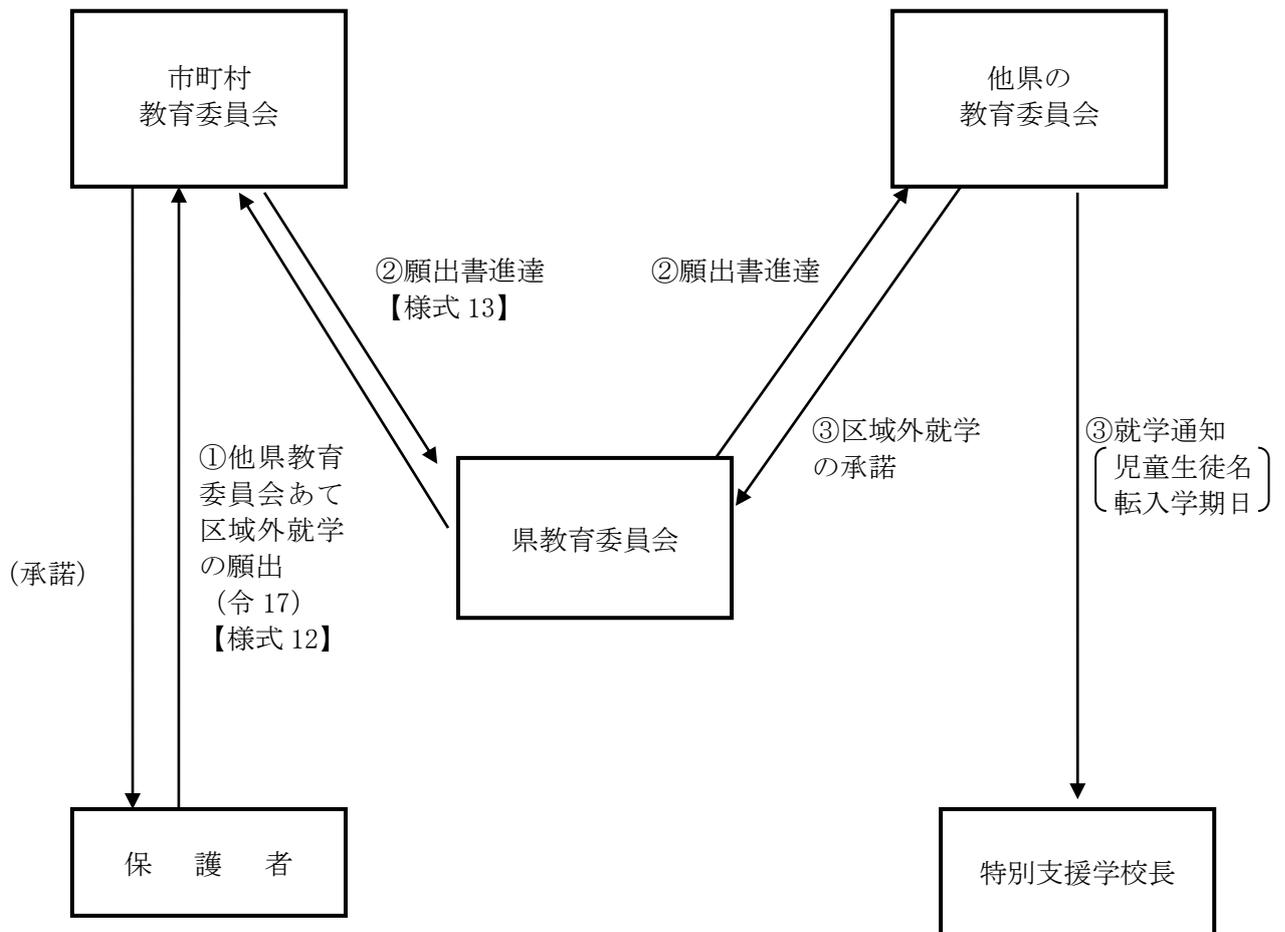
(1) 岐阜・三重・静岡県立の特別支援学校への就学（参照 図 5）

東海 4 県（愛知・岐阜・三重・静岡）の申し合わせにより、次によるものとする。

障害児を岐阜・三重・静岡県立の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は様式 12 による「区域外就学願出書」を、その児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会及び県教育委員会を経由して当該学校を設置する県の教育委員会あて提出する。〔市町村教育委員会は様式 13 により進達を行うこと。〕

（学校教育法施行令第 17 条・第 13 条の 2）

図 5 東海 4 県下の区域外就学

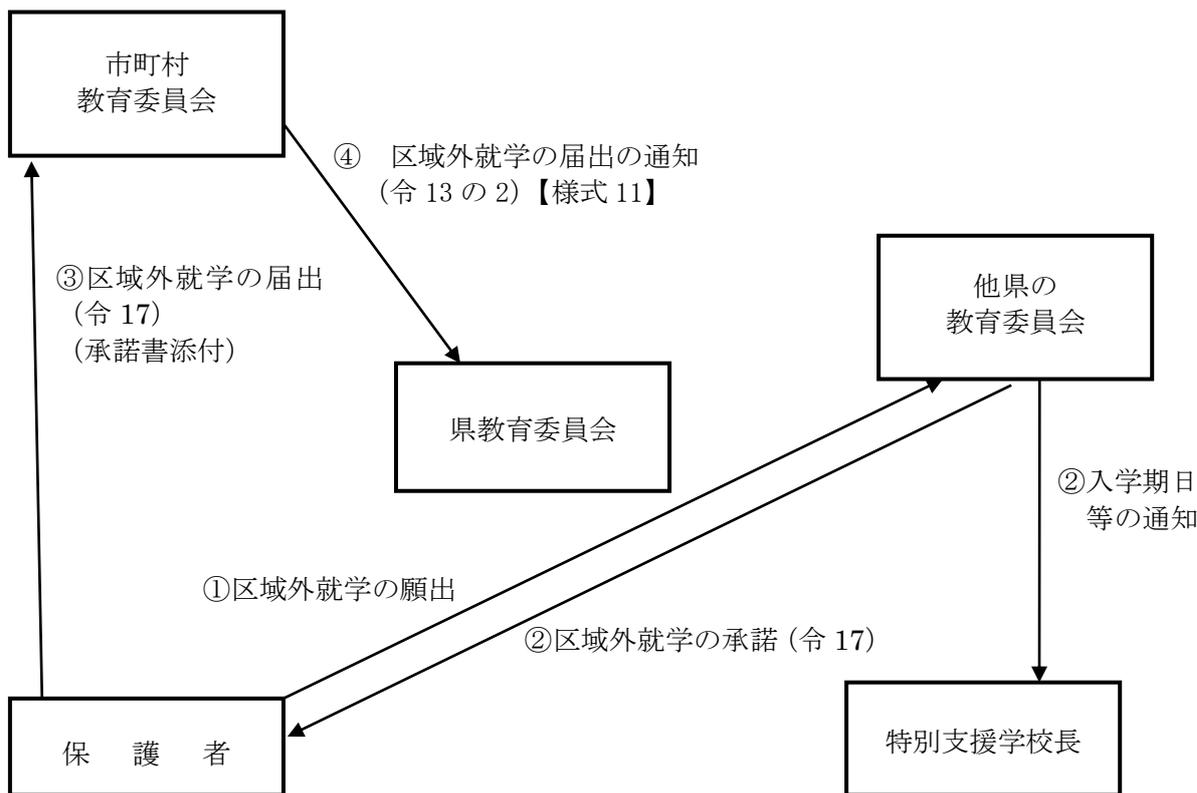


(2) その他の都道府県立特別支援学校への就学（参照 図6）（様式 11）

障害児を東海4県以外の都道府県立の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、当該学校を設置する都道府県の教育委員会へ直接、区域外就学の願い出を行う。（手続きは当該都道府県の定めるところによる。）承諾を受けた場合は、保護者は、その承諾書を添え、その旨を、当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。市町村教育委員会は、特別支援学校への就学の通知に係る児童生徒について、その通知の後に区域外就学の届出があった時は、様式11により県教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

（学校教育法施行令第17条・第13条の2）

図6 区域外就学（東海4県以外）



9 【区域外就学】県外に住所を有する者の愛知県立特別支援学校への就学（参照 図5、6）

前記7の(1)(2)に準じた手続きをする。

10 県外から愛知県内に転居した場合の愛知県立特別支援学校への就学

特別支援学校への新入学に準ずるものとする。（参照 図1）

11 就学義務の猶予・免除

(1) 就学義務の猶予・免除の願い出（様式14）

市町村教育委員会は、保護者が就学させなければならない学齢児童生徒で、病弱、発育不完全、その他やむを得ない事由により就学困難と認められる者については、保護者の願い出により、就学義務を猶予又は免除することができる。この就学義務の猶予又は免除については慎重に行う必要がある。

なお、保護者は、就学義務の猶予又は免除を願い出る場合には、当該市町村教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等、その事由を証するに足る書類を添えなければならない。市町村教育委員会は、様式14により、県教育委員会に通知すること。（学校教育法第18条、学校教育法施行規則第34条）

(2) 就学義務の猶予・免除が取り消された場合の措置 (様式 18)

学校教育法第 18 条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は当該子女をその年齢及び発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。(学校教育法施行規則第 35 条)

12 学齢簿の加除訂正

市町村教育委員会は、視覚障害者等について、県教育委員会に送付した謄本にかかわる学齢簿等の原本に加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第 13 条)

13 教育支援について指導、助言を求める場合 (様式 16、17)

市町村教育委員会が教育支援について県教育委員会教育長に指導、助言を求める場合、市町村教育委員会は、様式 15「児童生徒の教育支援について」に、別表①「児童生徒個人票」及び、専門医診断書(写)等教育支援上参考となる資料を添付して、11月30日までに県教育委員会教育長に指導、助言を求めること。

この場合、「児童生徒個人票」及び、専門医診断書(写)等教育支援上参考となる資料の提出部数は県教育委員会教育長の指示によること。

- 県教育委員会教育長は、市町村教育委員会から指導、助言を求められた事項についての助言を、様式 16「児童生徒の教育支援について」に、別表②「児童生徒教育支援個票」を添付して行うこと。
- 市町村教育委員会は、県教育委員会教育長の助言に基づいて保護者に対して教育支援を実施した結果を、様式 17「児童生徒の教育支援について」に、別表③「児童生徒教育支援調書」を添付して、12月31日までに県教育委員会教育長に2部提出すること。

14 特別支援学校在籍者が特別支援学校に就学させることが適当でなくなった者と思料される場合

(様式 19～22)

- (1) 特別支援学校に在籍する児童生徒が、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると思料するものがあるときは、その児童生徒が在籍する特別支援学校の校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。(様式 19)

(学校教育法施行令第 6 条の 3 の第 1 項)

- (2) 様式 19 により通知を受けた県教育委員会は、その児童生徒の住所が存する市町村教育委員会に対して、速やかにその氏名及び通知があった旨を通知しなければならない。(様式 20)

(学校教育法施行令第 6 条の 3 の第 2 項)

- (3) 市町村教育委員会は、様式 20 により通知を受けた児童生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、県教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。(様式 21)

(学校教育法施行令第 6 条の 3 の第 3 項)

- (4) 県教育委員会は、様式 21 により通知を受けたときは、特別支援学校の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。(様式 22)

(学校教育法施行令第 6 条の 3 の第 4 項)